

第23期第6回農業委員会総会

- ◇日時 平成29年12月12日(火)午後4時00分
- ◇場所 昭島市役所201会議室
- ◇出席委員 1番 鈴木勇作 2番 谷部英治 3番 杉崎源三郎 4番 野島喜博  
5番 小町江津子 6番 宮崎邦康 9番 川島弘治 10番 木野秀俊  
11番 篠吉和 12番 木野篤志 13番 紅林隆男
- ◇欠席委員 7番 細井洋治 8番 鈴木実
- ◇議事録署名委員 12番 木野篤志 13番 紅林隆男
- ◇事務局 青木事務局長 増田農政係長 書記 飯島
- ◇会議に付した事項 議案第1号 引き続き農業経営を行っている旨の証明書について  
報告第1号 農地法第4条の規定による届出について(専決)  
報告第2号 農地法第5条の規定による届出について(専決)
- 議長 本日は、日中も温度が上がらなく寒いですが体調に気を付けてください。  
それでは只今から、第6回農業委員会総会を開催致します。  
それでは、本日の議事録署名委員の指名を致します。本日の議事録署名委員は  
12番 木野篤志委員 13番 紅林委員 を指名します。
- 議長 これより本日の議事に入ります。  
本日の総会議案は、  
議案第1号 引き続き農業経営を行っている旨の証明書について (2件)  
報告第1号 農地法第4条の規定による届出について (3件)  
報告第2号 農地法第5条の規定による届出について (5件)
- 議長 それでは議案第1号 番号1 引き続き農業経営を行っている旨の証明書について上程いたします。本件は、■■委員の本人の議案でありますので、昭島市農業委員会会議規則第10条(議事参与の制限「委員会の委員は、自己または、同居の親族もしくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない」)に基づき退席願います。暫時休憩いたします。(■■委員退室)事務局より提案説明願います。
- 事務局長 はい、事務局。議案第1号 引き続き農業経営を行っている旨の証明書について上記の議案を次の通り提出する。平成29年12月12日 提出者昭島市農業委員会会長 鈴木勇作 番号1-1 所在 ■■■■■■ 地番■■■ 登記簿畑 現況畑 面積380㎡ 同じく地番■■■ 登記簿畑 現況畑 面積995㎡ 番号1-2 所在

■■■■■■■■ 地番■■■■ 登記簿畑 現況畑 面積511㎡ 面積合計1,886㎡  
申請人は、■■■■■■ ■■■■■■ 引き続き農業経営を行っている期間につきましては、平成26年12月1日から平成29年11月30日までとなっております。備考につきましては、平成23年12月15日付相続税納税猶予適格者証明を発行しております。以上宜しくご審議のほど、賜りますようお願い致します。

議 長 続きまして、当該農地の耕作状況について説明願います。  
4番 野島委員説明願います。

4番委員 はい、説明致します。  
番号1-1 申請者名及び土地の所在は、事務局から説明があったとおりです。主な耕作者は、申請者です。調査年月日は、平成29年12月6日 立会いは、申請人、会長、職代、B班です。過去3年間の労働日数は各年間250日。土地の案内につきましては、■■■■■■の■■■■■■交差点を■■■■■■方向へ160m進み左折して50m進み左折して70m進み右折して15mの農地です。農地の状況ですが、ネギ10作、大根10作、ブロッコリー5作、ノラボウ9作、生姜、里芋などが作付けされ肥培管理は良好でした。申請人 同居の親族も耕作しています。農地として認められない部分は、ありません。年間の作付け状況は、春は、ノラボウ、茄子、インゲン、ジャガイモ。夏は、スイカ、茄子、キュウリ。秋は、薩摩芋、白菜、里芋、生姜。冬は、大根、ネギ、ブロッコリー、キャベツです。出荷状況は、■■■■■■、■■■■■■です。納税猶予制度の説明は、書面で致しました。指摘事項は、特にありません。番号1-2 申請者名及び土地の所在は、事務局から説明があったとおりです。主な耕作者は、申請者です。調査年月日は、平成29年12月6日 立会いは、申請人、会長、職代、B班です。過去3年間の労働日数は各年間200日。土地の案内につきましては、■■■■■■交差点の■■■■■■を北へ290m進み■■■■■■の交差点を左折し60m進み交差点を右折し65m進み交差点を左折し20m進んだ右側の農地です。農地の状況ですが、大根1作、ノラボウ、柿3本、バラ3本、が作付けされている。夏野菜がメインであるが良く耕耘されています。申請人 同居の親族も耕作しています。農地として認められない部分は、ありません。年間の作付け状況は、春は、茄子、キュウリ。夏は、トマト、キュウリ、茄子、ピーマン、シシトウ、トウモロコシ。秋は、大根。冬は、大根、ノラボウです。出荷状況は、■■■■■■、■■■■■■です。納税猶予制度の説明は、書面で致しました。指摘事項は、特にありません。  
以上です。

議 長 以上、説明が終わりました。これより質疑を行います。  
質問等ありますか。

委員一同 ありません。

議 長 質疑がないものと認めます。おはかりいたします。本件については、ご異議ございませんか。

委員一同 異議なし。

議 長 ご異議ないものと認め、本件については、申請人に引き続き農業経営を行っている旨の証明書を交付します。議案第1号 番号1の審議が終了いたしましたので、谷部委員の入室を願います。  
暫時休憩をいたします。（■■委員入室）

議 長 再開します。

議 長

次に、議案第1号 番号2 引き続き農業経営を行っている旨の証明書について上程いたします。本件は、■■委員の本人の議案でありますので、昭島市農業委員会会議規則第10条（議事参与の制限「委員会の委員は、自己または、同居の親族もしくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない」）に基づき退席願います。暫時休憩いたします。（■■委員退室）事務局より提案説明願います。

事務局長

はい、事務局。議案第1号 引き続き農業経営を行っている旨の証明書について上記の議案を次の通り提出する。平成29年12月12日 提出者昭島市農業委員会会長 鈴木勇作 番号2-1 所在 ■■■■■■ 地番■■■ 登記簿畑 現況畑 面積343㎡ 番号2-2 所在 ■■■■■■ 地番■■■ 登記簿畑 現況畑 面積561㎡ 同じく地番■■■ 登記簿畑 現況畑 面積690㎡ 同じく地番■■■ 登記簿畑 現況畑 面積437㎡ 面積合計2,031㎡ 申請人は、■■■■ ■■■ ■■■ 引き続き農業経営を行っている期間につきましては、平成26年12月1日から平成29年11月30日までとなっております。備考につきましては、平成14年10月15日付相続税納税猶予適格者証明を発行しております。以上宜しくご審議のほど、賜りますようお願い致します。

議 長

続きまして、当該農地の耕作状況について説明願います。  
9番 川島委員説明願います。

9番委員

はい、説明致します。  
番号2-1 申請者名及び土地の所在は、事務局から説明があったとおりです。主な耕作者は、申請者本人です。調査年月日は、平成29年12月6日 立会い者は、申請人、会長、職代、B班です。過去3年間の労働日数は各年間220日。土地の案内につきましては、■■■■■交差点を約60m南へ進み一つ目の十字路を左折し■■■■■沿いに進み北側に入った農地です。農地の状況ですが、農地の南側に赤道が通っています。果樹畑でミカンがイシジ3本、晩生種12本、合計15本が栽培されています。地は草刈りがされており、この後、肥料散布、耕耘予定です。また、年度末に苗木を定植予定です。申請人 同居の親族も耕作しています。農地として認められない部分は、ありません。年間の作付け状況は、春と夏は、病害虫、除草、防除農薬散布。秋と冬は、収穫です。主な出荷先は、■■■■■です。相続税納税猶予についての説明は、しました。指摘事項は、有りません。番号2-2 申請者名及び土地の所在は、事務局から説明があったとおりです。主な耕作者は、申請者本人です。調査年月日は、平成29年12月6日 立会い者は、申請人、会長、職代、B班です。過去3年間の労働日数は各年間330日。土地の案内につきましては、■■■■■交差点から■■■■■を約300m北へ進み一つ目の信号を右折し■■■■■を約20m進んだ右側の農地です。農地の状況ですが、梨を主要とした果樹畑です。栽培品目は、梨の幸水5本、豊水20本、新高15本、あきづき5本、苗木50本。その他、柿、桃、プラム、イチジク、サクランボ、柑橘類の約20本を栽培しています。若干の柿を残して収穫は終了し、これから春先にかけて清掃、施肥、剪定の作業を順次行っていくとの事です。申請人 もしくは同居の親族も耕作しています。農地と認められない部分は、ありません。年間の作付け状況は、春は、剪定作業。夏と秋は、梨の収穫。冬は、肥料散布、清掃です。主な出荷先は、■■■■■、■■■■■、■■■■■です。相続税納税猶予についての説明は、しました。指摘事項は、有りません。  
以上です。

議 長

以上、説明が終わりました。これより質疑を行います。  
質問等ありますか。

委員一同 ありません。

議 長 質疑がないものと認めます。おはかりいたします。本件については、ご異議ございませんか。

委員一同 異議なし。

議 長 ご異議ないものと認め、本件については、申請人に引き続き農業経営を行っている旨の証明書を交付します。議案第1号 番号2の審議が終了いたしましたので、宮崎委員の入室を願います。  
暫時休憩をいたします。（■■委員入室）

議 長 再開します。

議 長 次に、報告第1号 農地法第4条の届出について専決した内容について事務局より提案説明願います。

事務局長 はい、事務局。報告第1号 農地法第4条に規定による届出について 専決。番号1 所在 ■■■■■■ 地番■■■ 登記簿畑 現況宅地 面積235㎡ 届出人は、■■■■ ■■■■。転用目的は、集合住宅です。  
以上、宜しくお願い致します。

議 長 続きまして、当該農地の耕作状況について説明願います。  
地区委員の8番 鈴木実委員が欠席のため事務局より代読願います。

農政係長 はい、代読させていただきます。  
申請者名及び土地の所在は、事務局長から説明があったとおりです。調査年月日は、平成29年12月7日 土地の案内につきましては、■■■■■を■■■■■方面へ約600m進み■■■■■のある信号を左折し約350m進み■■■■■に沿って右折し100m進んだ右側の土地でございます。農地の状況ですが、現在2棟の戸建住宅を建築中です。周囲の状況ですが、東は、道路。南は、住宅。西は、住宅。北は、道路です。  
転用に関する特記事項は、特にありません。以上代読でございます。

議 長 以上、説明が終わりました。農地法第4条の規定による届出について 専決につきましては、報告どおりご了承願います。

議 長 次に、報告第1号 番号2 農地法第4条の規定による届出について、事務局より専決した内容の説明を願います。

事務局長 はい、事務局 報告第1号農地法第4条の規定による届出について（専決）番号2 所在 ■■■■■■ 地番■■■ 登記簿畑 現況宅地 面積400㎡ 届出人は、■■■■ ■■■■ 転用目的は、賃貸住宅。  
以上、宜しくお願い致します。

議 長 続きまして、当該農地の利用状況について説明願います。  
地区委員の11番 篠委員説明願います。

11番委員 はい、説明致します。申請者名、土地の所在は、先ほど、事務局から説明のあったとおりです。平成29年12月8日に調査を行いました。土地の案内につきまして

は、■■■■■を南へ約160m進み■■■■■を左へ約220m進み■■■■■交差点を北へ約80m進み■■■■■を右へ約130m進んだ右側の住宅地の土地です。農地の状況は、更地。なお、当該地番内に一階がお茶販売店舗、二階住居の家一戸がありました。周囲の状況は、東は、住宅。南側は、住宅。西側は、更地。北側は、道路です。転用事業の関連する特記事項はありません。以上です。

議 長 以上、説明が終わりました。農地法第4条の届出による専決処分については、報告どおり了承願います。

議 長 次に、報告第1号 番号3 農地法第4条の規定による届出について、事務局より専決した内容の説明をお願いします。

事務局長 はい、事務局 報告第1号農地法第4条の規定による届出について（専決）番号3 所在 ■■■■■ 地番■■■・■■■■■ 登記簿田 現況雑種地 面積247㎡ 同じく地番■■■ 登記簿田 現況雑種地 面積76㎡ 面積合計323㎡ 届出人は、■■■■ ■■■■ 転用目的は、住宅用地分譲。以上、宜しくお願い致します。

議 長 続きまして、当該農地の利用状況について説明願います。地区委員の2番 谷部委員説明願います。

2番委員 はい、説明致します。申請者名、土地の所在は、事務局長から説明のあったとおりです。平成29年12月6日に調査を行いました。土地の案内につきましては、■■■■■交差点より南へ進み■■■■■交差点を右折し約340m進み左折して30m進んだ突き当りの土地です。農地の状況は、四方をコンクリートで全体を囲い重機等による盛り土整地が行われている東側の土地です。周囲の状況は、東は、道路。南側は、学校。西側は、更地。北側は、用水です。転用事業の関連する特記事項はありません。以上です。

議 長 以上、説明が終わりました。農地法第4条の届出による専決処分については、報告どおり了承願います。

議 長 次に、報告第2号 番号1 農地法第5条の規定による届出について事務局より専決した内容の説明をお願いします。

事務局長 はい、事務局、報告第2号 農地法第5条の規定による届出について（専決）番号1 所在 ■■■■■ 地番■■■ 登記簿畑 現況宅地 面積110㎡。譲受人は、■■■■ ■■■■ ■■■■ 譲渡人は、■■■■ ■■■■ です。転用目的は、所有権移転で資材置場でございます。以上、宜しく申し上げます。

議 長 続きまして、当該農地の利用状況について説明願います。10番 木野委員説明願います。

10番委員 はい、説明致します。申請者名、土地の所在は、事務局から説明のあったとおりでございます。調査年月日は、平成29年12月8日 土地の案内と致しましては、■■■■■交差点より市道を西へ100m進んだ左側の土地でございます。農地の状況ですが、■■■■■の事務所と資材置場でございます。周囲の状況ですが、東は、住宅。南は、道路。西は、道路。北は、道路です。特記事項は特にありません。以上です。

議 長 以上、説明が終わりました。農地法第5条の届出による専決処分については、報告どおり了承願います。

議 長 次に、報告第2号 番号2 農地法第5条の規定による届出について事務局より専決した内容の説明をお願いします。

事務局長 はい、事務局、報告第2号 農地法第5条の規定による届出について（専決）番号2 所在 ■■■■■■ 地番■■■ 登記簿畑 現況畑 面積117㎡ 同じく地番■■■ 登記簿畑 現況畑 面積9.78㎡ 同じく地番■■■ 登記簿畑 現況畑 面積3.28㎡ 面積合計130.06㎡ 譲受人は、■■■■ ■■■■ ■■■ ■■■ 譲渡人は、■■■■ ■■■■ です。転用目的は、所有権移転で建売住宅でございます。以上、宜しく申し上げます。

議 長 続きまして、当該農地の利用状況について説明願います。  
12番 木野篤志委員説明願います。

12番委員 はい、説明致します。申請者名、土地の所在は、事務局から説明のあったとおりでございます。調査年月日は、平成29年12月9日 土地の案内と致しましては、■■■■■交差点より■■■■■方面へ進み信号三つ目を左に曲がり■■■■■方向に200m進み公園の西側の土地の北側の土地でございます。農地の状況ですが、地目のとおり畑でございます。周囲の状況ですが、東は、公園。南は、住宅。西は、住宅。北は、住宅です。特記事項は特にありません。以上です。以上、説明が終わりました。農地法第5条の届出による専決処分については、報告どおり了承願います。

議 長 次に、報告第2号 番号3 農地法第5条の規定による届出について事務局より専決した内容の説明をお願いします。

事務局長 はい、事務局、報告第2号 農地法第5条の規定による届出について（専決）番号3 所在 ■■■■■■ 地番■■■ 登記簿畑 現況畑 面積120㎡ 同じく地番■■■ 登記簿畑 現況畑 面積10㎡ 面積合計130㎡ 譲受人は、■■■■ ■■■■ ■■■■ 譲渡人は、■■■■ ■■■■ です。転用目的は所有権移転で建売住宅でございます。以上、宜しく申し上げます。

議 長 続きまして、当該農地の利用状況について説明願います。  
12番 木野篤志委員説明願います。

12番委員 はい、説明致します。申請者名、土地の所在は、事務局から説明のあったとおりでございます。調査年月日は、平成29年12月9日 土地の案内と致しましては、■■■■■交差点より■■■■■方向へ進み信号三つ目を左折し■■■■■方向へ200m進み公園の西側の土地の南側の土地です。農地の状況ですが、地目のとおりの畑でございます。周囲の状況ですが、東は、公園。南は、住宅。西は、住宅。北は、住宅です。特記事項は特にありません。以上です。

議 長 以上、説明が終わりました。農地法第5条の届出による専決処分については、報告どおり了承願います。

議 長 次に、報告第2号 番号4 農地法第5条の規定による届出について事務局より専決した内容の説明をお願いします。

事務局長 はい、事務局、報告第2号 農地法第5条の規定による届出について（専決）

番号4 所在 ■■■■■■ 地番■■■ 登記簿畑 現況雑種地 面積59㎡  
同じく地番■■■ 登記簿畑 現況雑種地 面積223㎡ 面積合計282㎡ 譲受人  
は、■■■■ ■■■■ 譲渡人は、■■■■ ■■■■ です。転用目的は、  
所有権移転で自用住宅でございます。以上、宜しくお願いします。

議長 続きまして、当該農地の利用状況について説明願います。  
13番 紅林委員説明願います。

13番委員 はい、説明致します。申請者名、土地の所在は、事務局から説明のあったとおり  
でございます。調査年月日は、平成29年12月11日 土地の案内と致しましては、  
■■■■■交差点より東へ約230m進み■■■■■交差点を右折し約10m進んだ左  
側の土地とその南側の土地です。農地の状況ですが、砂利敷き駐車場（8台分の  
駐車枠あり）として利用されている。地番■■■側には重機が入り基礎工事が始  
まっている様子が伺われます。地番■■■側の一部はトラック等4台が駐車し、  
駐車場として使用が継続している様子でございます。周囲の状況ですが、東は、  
事業者ビル。南は、砂利敷き駐車場。西は、道路。北は、道路です。特記事項は  
特にありません。以上です。

議長 以上、説明が終わりました。農地法第5条の届出による専決処分については、報  
告どおり了承願います。

議長 次に、報告第2号 番号5 農地法第5条の規定による届出について事務局より  
専決した内容の説明を願います。

事務局長 はい、事務局、報告第2号 農地法第5条の規定による届出について（専決）  
番号5 所在 ■■■■■■ 地番■■■ 登記簿田 現況雑種地 面積97㎡。  
譲受人は、■■■■ ■■■■ 譲渡人は、■■■■ ■■■■ で  
す。転用目的は、所有権移転で住宅建設でございます。以上、宜しくお願いしま  
す。

議長 続きまして、当該農地の利用状況について説明願います。  
12番 木野篤志委員説明願います。

12番委員 はい、説明致します。申請者名、土地の所在は、事務局から説明のあったとおり  
でございます。調査年月日は、平成29年12月9日 土地の案内と致しましては、  
■■■■■交差点を東へ400m進み■■■■■への入口のT字路の北西側の角地で  
ございます。農地の状況ですが、雑種地でございます。周囲の状況ですが、東  
は、駐車場。南は、資材置場。西は、住宅。北は、駐車場です。特記事項は特に  
ありません。以上です。

議長 以上、説明が終わりました。農地法第5条の届出による専決処分については、報  
告どおり了承願います。

議事録署名者

印

議 長		
委 員		
委 員		